

山梨県公報

第二千四百六十五号

平成二十六年
十一月二十日

木曜日

目次

○道路の区域変更	六六七
○道路の供用開始	六六七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	六六七
○建築基準法に基づく道路位置指定	六六八
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	六六八
○随意契約の相手方の決定について	六六八
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	六六九
その他	
○審理の開催	六六九

告 示

山梨県告示第三百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 県道
- 道路線名 富士吉田西桂線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市小明見字笹子八八一番の五地先から 富士吉田市上暮地字米倉四五八一番地先まで	五・〇 八・二	五・〇 八・二	八一・六	九七五・八
	五・〇 八一・六	五・〇 八一・六		
	一一・五 八一・六		一一・五 八一・六	一〇七七・四

山梨県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国 道	三〇〇号	南巨摩郡身延町中ノ倉字登ボシ 一六五九番の一地先から 南巨摩郡身延町中ノ倉字登ボシ 一九〇二番の二地先まで	一八〇・〇	平成二十六年十一月二十日

山梨県告示第三百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十七号までの標柱を順次結んだ線、及び一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

横道	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
	一	南巨摩郡	同	同	同	一一二八番
	二	同	同	同	同	一一一四番
	三	同	同	同	同	一〇六九番
	四	同	同	同	同	同
	五	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	同
	七	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	同	一〇七一番
	九	同	同	同	同	一〇七六番
	十	同	同	同	同	一〇〇五番
	十一	同	同	同	同	一〇〇四番一
	十二	同	同	同	同	一一二九番一
	十三	同	同	同	同	一〇五一番
	十四	同	同	同	同	同
	十五	同	同	同	同	同
	十六	同	同	同	同	一〇六七番
	十七	同	同	同	同	同

山梨県告示第三百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年十一月二十日
- 二 指定道路の位置
山梨市正徳寺字欠ヶ下八〇一番一
- 三 指定道路の幅員

- 五・〇〇メートル
- 指定道路の延長
三二・四三メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人是空
- 2 代表者の氏名 今村 均
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門千五百五十四番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、市川三郷町を中心とした住民に対して、文化・芸術・スポーツ活動に関する事業を行い、地域住民の生活にもたらす豊かな潤い、次代を担う青少年の健全育成、文化の伝承等に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年十一月十三日から平成二十七年一月十二日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十一月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 新土木設計積算システム（ESTIMA山梨県版）運用支援・保守業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県国土整備部技術管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十六年九月二十九日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 富士通株式会社山梨支店

(二) 住所 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号

五 契約金額 四千二百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 新土木設計積算システム(ESTIMA山梨県版)

の開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号該当)

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次
のとおり富士吉田市雨坪土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
平成二十六年十一月二十日

一 退任

山梨県知事 横 内 正 明

氏名	住所
舟久保 辰明	富士吉田市小明見三千九百二十番地

二 就任

氏名	住所
佐藤 久男	富士吉田市小明見千三百七十一番地

その他

● 審理の開催

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のとおり開催する。
平成二十六年十一月二十日

山梨県収用委員会

一 審理Ⅰ

1 起業者名称

国土交通大臣

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町富士坂下

3 審理の期日

平成二十六年十二月四日(木) 午後一時三十分から

4 審理の場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇八会議室

二 審理Ⅱ

1 起業者名称

国土交通大臣

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町富士坂下

3 審理の期日

平成二十六年十二月四日(木) 午後三時から

4 審理の場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇八会議室

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番